

うきは市告示第93号

令和7年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月27日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和7年9月5日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

熊懷 和明君

江藤 芳光君

○9月8日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月29日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第4回（定例）うきは市議会会議録（第1日）

令和7年9月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年9月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第5 議案上程（報告第6号から報告第7号まで2件、議案第62号から議案第80号まで19件、請願第2号1件）
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第63号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 議案第69号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願の委員会付託（請願文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第5 議案上程（報告第6号から報告第7号まで2件、議案第62号から議案第80号まで19件、請願第2号1件）

- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第63号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 議案第69号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 澄陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中嶌二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
----	--------	-----	--------

教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穂君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

ただいまから令和7年第4回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に8番、竹永茂美議員、9番、岩淵和明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月5日から9月29日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月5日から9月29日までの25日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君）　日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

6月26日に、うきは久留米環境施設組合議会が開催をされています。

以下、各会議等開催されておりますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君）　おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことをまずもってお礼申し上げます。

本定例会では条例の改正、補正予算などに關しまして御審議をお願いするわけでございますが、6月定例会における報告以降、本日までの主要な事業等の報告につきましては、お手元のタブレットのほうに資料データとして配付をさせていただいておりますので、こちらで御報告にと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君）　以上で行政報告は終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君）　日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査の報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君）　それでは、委員会調査報告を行います。

総務産業常任委員会について報告いたします。

令和7年第3回うきは市定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会会議規則第110条の規定により、以下のとおり報告いたします。

調査期日については、7月31日木曜日になっております。

場所については、妹川コミュニティセンターにて、農政（鳥獣害対策）に関する調査を行っております。

出席者については記載のとおりでありますので御覧ください。

調査要旨でありますけれども、総務産業常任委員会はうきは市の農業振興に関する調査を実施しておりますけれども、農業の振興を阻害する要因としての鳥獣被害と対策について、うきは市の状況について4月にも調査を行っております。

今回は、他地域に先行して組織を立ち上げて駆除活動に取り組んでいる妹川地域活動隊の取組について、現場の声を伺い、行政からの支援の現状と駆除の取組状況を把握して、地域活動隊への理解を深め、うきは市の鳥獣害対策への課題を調査する目的で実施しております。

主な意見と内容についてでありますけれども、まず現状ですけれども、うきは市全体の令和6年度のエリア別捕獲状況については表に記載しております。そのうち、地域活動隊が組織されているところが5地域あります。そこの右側の合計のところの数が、見てのとおり836に対してそれぞれ数が3桁ということで非常に大きい数字になっています。

それから、次の2ページになりますけれども、円グラフでそれぞれの構成を確認しております。全体として地域活動隊が活動するエリアの捕獲実績は78%ということです。それから、全体の捕獲数の72%はイノシシ、22%が小動物というふうなことになっています。それから3点目は、妹川地域はイノシシの捕獲が55%、アナグマ等の小動物が43%というところで、これが妹川の実績になっております。それから4点目は、小塩地域及び田篠地域は鹿の捕獲数が全体のエリアの71%、鹿の捕獲数が全体のところでは数としては少ないんですけども、この2地域が鹿の捕獲数が多いということです。

それから、その下のほうに、妹川自治協議会だよりというのがありまして、その便りの中に毎月の捕獲数を記載されておりまして、それを月別に折れ線グラフ化したものであります。これは令和5年1月から去年の12月までということで2年分になります。5月、6月のところが少し低いんですけども、それ以外のところは、特に果物が実る時期、なってくる時期及び稻が穂を伸ばす時期、そういったところにだんだんそれぞれのイノシシや、あるいはアナグマとかアライグマとかタヌキの——タヌキは稻を捕食するかどうか確認できていませんけど、そういうのがあります。

それから、調査でのそれぞれの委員及び出席いただいた協議会のメンバーの方々の発言内容は記載しておりますので、御確認ください。

4ページになりますけれども、所見になります。

まずは、妹川地域獣害対策協議会、地域活動隊が実施しているわけですけれども、獣害駆除活動について、その内容や御意見、要望等を伺う委員会調査に御協力いただいたことを改めてお礼申し上げたいと思っております。

妹川地域獣害対策協議会は、仕事を持ちながら、農林産物の被害防止に寄与する目的で、狩猟を行う地域の自主組織として活動されているということです。

今日は月例会の前半1時間余りいただきて質疑を行っております。

1点目が、活動に係る支援金、補助金への引上げの要望が出されております。狩猟には免許取得・毎年の更新代、わな設置維持管理、見回りに係るガソリン代、捕獲・処分に係る人件費等の費用が負担となっており、捕獲補助金、活動支援金の増額を引き続き求めておられます。

それから2点目は、駆除を行う人が減ってきておりまして、うきは市の地域活動隊に所属していないと委託費を受けられないなど、ハードルが高いとの指摘がありました。中山間地での駆除が全体の78%を占めている中、くくりわななどの維持管理や日常の見回り、処理などのルールと安全管理など条件は必要でありますけれども、協議会単位の許可を見直し、駆除範囲拡大や狩猟に参加しやすい環境の整備を引き続き検討し、担い手を増やす人的支援対策が必要と考えております。

3点目は、捕獲現場の発信機ICT活用への財政支援の要望がありました。他自治体では捕獲確認や見回りに機器を設置し、初期費用や貸出しなどの負担軽減措置を実施しております。ICT機器の活用のための講習を含め、モデル地域を協議し、具体的な予算措置を検討するよう求めたいと思います。

4点目は、捕獲処理後の処理場についての意見が出されました。令和6年7月22日付で残渣処理施設の建設を求める要望書が5つの自治協議会の連名で出されております。獣害の拡大とともに駆除数が増加することから、喫緊の問題と考えております。処理場の新設については関係者との協議や対応方法について、意見として出されているものがあると思います。

うきは市は保管設備の増設と残渣の一部処理を行うとしておりますが、今後も駆除数は増加することが予想されるため、支援の在り方についてさらなる検討を求めるものであります。

最後に、委員会調査に当たって、駆除中心の施策から地域全体で防除することへの地域活動隊の意見を伺いました。趣旨への賛同はなかなかありませんでしたけれども、協議会からは、「荒れ地に対しては組織的に取り組んでいるが、それでも手に負えない実態を踏まえていただきたい」「稻の被害についても、フェンスでは限界があり電気柵を設置するが、それでも入る。少しでも個体を減らさなければ被害が減らないという意識がある」、厳しい意見ですが、「議員は現場に来て、見回りや草刈りなどを手伝うことから考えてくれることが、防除につながるのではないか」という意見をいただいております。

以上、総務産業常任委員会の閉会中調査報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和7年うきは市議会6月定例会において閉会中調査を申し出て、所管事務調査を行ったため、うきは市議会会議規則第110条の規定により、御報告をさせていただきます。

【1】障がい者の就労支援に関する事務調査。

調査期日、場所、出席者については御確認をお願いします。

調査目的、全国で障がい者の仕事や生活の場となる福祉事業所の閉鎖が相次いでいます。民間調査によると、令和6年度の倒産、休業・廃業、解散は過去最多となっています。大きな要因として厚労省による令和6年度の報酬改定があります。低採算の場合は報酬を下げ、経営改善を促そうとした改定が行われたことで、本市においても就労継続支援事業所A型が減少しています。そこで、本市における障がい者の就労支援、特に就労継続支援A型・B型を中心に現状について所管する福祉事務所長、係長、係員に出席を求め、詳細調査を行いました。

調査要旨、就労系障がい福祉サービスには、現在4種類のサービスがあります。それぞれはお読み取りをお願いします。

2ページです。

令和6年度の報酬改定では、特にA型については、表のような改定がなされました。項目が増えていることが確認されると思います。このことにより、2か所のA型作業所より、令和6年度改定で、運営が厳しいと閉鎖の相談があり、実際にサービス提供が終了しました。A型は診療報酬も賃金に充てることができないため、運営はより厳しいとなっております。市内でA型のサービス提供をしている残り2か所については、A型、B型を併用することで運営が維持されています。一方で、B型については開設の相談が多く入っております。開設には県の認定と市町村の意見が必要とされますが、現状では市内にB型が多く、定員に空きもあるため、需給バランスを考えているところです。国の打ち出している方向性と障がい者の実際の就労支援の実態が合わないところがありますが、市としてはA型としての適切で安定的なサービス提供を事業所に期待し、A、Bの併用や、A型開設希望の相談があれば、可能な範囲で支援をしていきたいと考えているとのことでした。

一般就労に結びついた事案につきましては、その下に記載をしております。お読み取りをお願いいたします。

市の直近課題としては、今年度10月から就労選択支援が始まるため、市と社協、こぐま福祉

会で運営している地域障害者協議会の就労支援部会の中で、これに応じた説明と課題を検討していくということです。

【2】障がい者の就労支援に関する先進事業所調査。

調査期日、場所、出席者については御確認をお願いいたします。

調査目的、7月の本市における就労継続支援の現状についての調査を踏まえ、A型、B型を併用し農水省の先進事例にもなっている八女市社会福祉法人ハイジ福祉会へ訪問し、主力商品であるガーベラのパッケージセンターとハウス圃場を視察、施設長より詳細説明を受けました。

調査要旨、ハイジ福祉会は平成19年に法人を設立し、平成26年には利用者のモチベーションアップ、しっかりとA型事業所の確立、施設長の前職、これはJAに勤務をしておられました。前職経験を生かした農福連携確立を目指し、平成26年にA型のフラワーパッケージセンターを設置、平成28年には耕作放棄地の買取り、借地により農地を確保され、自営農業に着手されました。現在、ガーベラとミディトマトの生産販売をされております。フラワーパッケージセンターとしての売上げは7,000万円を超える数字となっております。これを原資として、さらに自営農業部門を強化すべく、今後増設予定であるということも伺いました。

農福連携の中でスタート時点でフラワーパッケージセンターを選定した理由として、継続的な仕事が出ること、移動時間がないこと、室内業務で可能であること、同じ作業の繰り返しであること、そして、指導するスタッフ側が少數で可能であること、さらに、農家側のニーズが高いこと、こういったことがメリットとして挙げられるということでした。

それに加えて自主農業を始めた理由としては、自主生産品を確立し、JA組合員となることで対等の立場となること、成長が期待できること、障がい種別ごとに適切な作業を提供できることを挙げておられました。

なお、JA組合員となることで、生産・販売・資材の確保、生産指導や補助事業の情報提供、代金回収、運送手配、その他各種相談などの課題も併せて、JAさんと組むことで解決できるということを伺いました。

心がけたことは、福祉的就労からビジネスという意識を持つようにすること、福祉収入がなくとも経営ができるようにすること、そして、利用者が責任を持って仕事をすることで、職員の給料改善、職員の作業軽減、新しい職員が来ても、「これは交代しても大丈夫」という雰囲気づくりができるといったメリットがあるということでした。

施設長の説明を抜粋して記載をさせていただきました。4ページです。

もしも農福連携でパッケージセンターに着目するのであれば、産地としては小規模であるが強い品目で、ある程度の生産者がいて、期間が安定しているものを進めていくのがよい。問題は価格交渉である。農家、福祉双方の話をしっかりと聞いていく調整役、コーディネーターが非常に重

要である。また、将来的に職員が替わったとしても仕事が継続していくことが重要なので、スマート農業に切り替えていっている。

行政に対してのニーズは、しっかりととした制度設計を行うこと。現在、農福連携の国のハード面での補助は、この金額では施設は何も整備できない。現在、それだけの余力を持っている福祉施設はあまりない。賃金が非常に大事だ。例えば、この秋には福岡県の最低賃金が上がる。1人1時間65円の差でもまとまれば大きな金額だ。A型で経営が難しくなるところがさらになってくるのではないか。

自治体に対しては、自治体にもよるが、障害者優先調達推進法などを全庁できちんと認識してほしい。また、市が事業所を過保護に扱うよりも、きちんと事業を提案してきた施設に対し、しっかりと支援をしてほしい。

福祉施設も競合していくべきで、どうにかしなければと施設側が思わなければならぬ。利用者に認められるサービスを提供できなくなったら、なくなっていくべきだと考えるとの説明がありました。

【3】所見。

就労継続支援に求められることは、障がい者と就労、さらには社会をつなげることだと考えます。その中でもA型は雇用契約があるため、最賃の適用が決められています。また、場合によっては社会保険の加入義務が出てくる場合もあります。さらに、補助金を利用者への給料に充てることができないため、そもそも利益を出しづらい構造にあります。

A型の存続が危ぶまれる中、障がい者も立派な戦力となり得るとして積極的に指導し、一般流通においても遜色のない商品を提供し、むしろ地域生産者の牽引役となっているハイジ福祉社会の姿勢には、非常に感銘を受けました。

農業基幹産業の一つとしつつも、実態としては農業従事者の減少が著しいときは市においても、農福連携を模索し、福祉という枠組みを超えて、地域資源活用の検討、そして、福祉とビジネスのコーディネーター役を担うことのできる人材育成なども視野に入れ、行政による財政的・人的支援、そして、関係する諸団体の連携形態の検討をこれまで以上に求めたいと思います。

以上、御報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第5. 議案上程

○議長（江藤 芳光君）　日程第5、議案の上程を行います。

報告第6号から報告第7号まで2件、議案第62号から議案第80号まで19件、請願第2号1件、以上を上程いたします。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君）　日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君）　本日、令和7年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用中の中、御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

まず、大雨被害について申し上げます。

8月に入りまして全国的に線状降水帯の発生を伴う大雨が頻発し、各地に甚大な被害をもたらしました。特に8月6日からの大雨では、福岡県内を含む10県において人的被害や住宅被害が発生したところでございます。福岡県の発表によりますと、今回の大雨による県内の農林水産関係の被害額は8月20日時点で29億2,000万円に達していると伺っております。本市うきは市におきましても、現時点で報告されている住宅被害は床上浸水1件、床下浸水19件に上り、市道、河川、農地、農業用施設を中心に2億5,200万円以上の被害が発生しているところでございます。

被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興に向けて、うきは市としても取組を進めてまいります。

今回の大雨災害につきましては災害対応予算を確保しておりますが、現場の状況や被害の深刻さを鑑みた際、現行予算では十分な対応が困難であるため、追加の補正予算を編成する必要がございます。現在、関係部局にて準備を進めており、今回の会期中に追加提案をさせていただかたいと考えております。御迷惑をおかけいたしますが、どうぞ御理解、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、豚熱に関する状況について申し上げます。

去る9月2日、うきは市内において死亡した野生イノシシが豚熱の陽性であることが確認をされました。市では同日、豚熱対策会議を開催し、情報を共有するとともに、今後の対策等について協議を行ったところでございます。今後、国、県、関係団体等と協議の上、豚熱経口ワクチンの散布を実施していく予定としております。

豚熱は豚やイノシシの病気であり、人に感染することはありません。豚熱にかかった豚やイノシシの肉が市場に出回ることもございません。ですので、市民の皆様への正しい情報の発信にも

今後しっかりと努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日提案しております議案は、報告案件2件、条例案件6件、人事案件1件、予算案件5件、決算案件6件、その他案件1件となっております。

まず、報告第6号は、令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第7号は、うきはの里株式会社の経営状況についてでございます。

地方自治法の規定により、令和6年度の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第62号は、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第2号）でございます。

一般会計につきましては、1億2,464万1,000円を収入、支出に計上追加いたしまして、補正後の予算総額を186億5,935万9,000円とするものでございます。

今回提案をいたします主な事業といたしましては、2款総務費において、農作物の盜難被害防止等におけるうきは警察署、にじ農業協同組合との連携協定に基づきまして、市内10か所程度に防犯カメラを設置する費用として501万4,000円、浮羽究真館高校の支援と公共交通の利用促進のため、高校生の通学費を補助する事業のうち、リーフレット作成費用として20万円、3款民生費では、養育費の継続した履行確保を支援する事業として181万1,000円、認可外保育施設に通う園児で第3子以降の保育料を無償化する費用252万円、7款商工費では、ラッピングレンタカー運行に伴う広告料として66万円を追加するもの等でございます。

また、歳入では、11款地方交付税5億6,255万3,000円、15款国庫支出金1,913万8,000円、16款県支出金5,690万8,000円、20款繰越金4億8,154万8,000円の増額と、19款繰入金で10億82万2,000円の減額を計上いたしております。

議案第63号は、令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

決算額の確定に伴い、歳入において繰越金を4,509万6,000円の増額、歳出において同額を予備費として増額を行い、補正後の予算総額を37億133万2,000円とするものでございます。

議案第64号は、令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

決算額の確定に伴い、歳入において繰越金を102万6,000円の増額、歳出において同額を予備費として増額を行い、補正後の予算総額を6億779万5,000円とするものでございます。

議案第65号は、令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらも決算額の確定に伴い、歳入において繰越金を158万8,000円の増額、歳出において同額を予備費として増額を行い、補正後の予算総額を1億4,666万7,000円とするものでございます。

議案第66号は、令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

下水処理場の修繕費の増額や、下水道台帳システム更新委託料の減額などに伴い、収益的収入及び支出のうち、支出において2款1項営業費用49万7,000円を減額し、13億85万2,000円とするものでございます。

議案第67号は、人権擁護委員の推薦についてでございます。

9名おられる人権擁護委員のうち、3名の方が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、新任1名と再任2名を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第68号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

内ヶ原上地区及び分田地区の簡易給水施設を計画に追加することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

児童福祉法などの一部改正に伴い、参照条項にずれが生じる3つの条例を一括改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号は、うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

既存の定時定路線型に加え、新たにオンデマンド型の規定を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号は、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定から議案第74号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、うきは市下水道等事業推進審議会から料金の改定について答申されたことを受け、使用料の改定を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第75号令和6年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第80号令和6年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでは、令和6年度の各会計の歳

入歳出決算について、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。令和6年度うきは市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに地方公営企業会計決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

ここでお諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長についての選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことにして決定をいたしました。

それでは、決算特別委員会の委員長に13番、熊懷和明議員、副委員長に9番、岩淵和明議員を指名して決定いたします。

日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第75号令和6年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第80号令和6年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を決算特別委員会へ審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第75号から議案第80号までの6件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第9. 報告第6号

○議長（江藤 芳光君）　日程第9、報告第6号令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君）　財政課の高瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書1ページになります。

報告第6号令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

本報告案件につきましては、事前に配付をしております令和6年度財政健全化判断比率算定資料と併せて説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと定められております。

議案書2ページを御覧ください。

同法で定めた指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つでございまして、同法施行令第7条に基づき、それぞれに早期健全化基準が定められています。比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を得て策定し、国、県への報告が必要となってまいります。また、将来負担比率を除く3つの比率には、財政再生基準が定められておりまして、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に、財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が課せられることになります。

それでは、算定資料で説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。

まず、実質赤字比率でございます。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の財政標準規模に対する割合となります。分母となります財政標準規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額92億3,394万9,000円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計と自動車学校特別会計を合わせたものになります。実質収支

の合計額は6億3, 413万7, 000円の黒字となっております。実質赤字比率につきましては、赤字額が生じなければ当該比率も生じないことになりますので、本市の実質赤字比率の欄は、議案書2ページのとおり、横棒のハイフン表記しております。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておりまして、資料2ページの算式のとおり13. 47%、財政再生基準につきましては、市町村は一律20%となります。

次に、連結実質赤字比率でございます。資料3ページをお開きください。

連結実質赤字比率は、市の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合となります。本市の場合、一般会計等から後期高齢者医療事業特別会計までの実質収支額の計6億8, 026万1, 000円と、下水道事業会計と簡易水道事業会計の資金剩余额の計7億2, 249万7, 000円、この2つの合計額は14億275万8, 000円となりまして黒字となっております。そのため、こちらのほうも議案2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率の欄はハイフン表記しております。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算した18. 47%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算した30%となっております。

次に、実質公債費比率でございます。資料4ページを御覧ください。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値となります。資料4ページの計算式にあります①から⑯の数値につきましては、次の5ページの実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に数値を当てはめまして、令和6年度の実質公債費比率は3か年平均値で6. 4ということで早期健全化基準を下回っております。なお、令和5年度に算出した平均値と比較すると0. 1ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率における早期健全化基準につきましては、議案書2ページのとおり25%、財政再生基準は35%となっております。

次に、将来負担比率でございます。資料6ページになります。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合となっております。将来負担額は、資料6ページから7ページにかけまして記載をしております片仮名のイからチまでの合計額、こちらから、8ページに記載をしております充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額となっておりまして、分母は実質公債費比率と同じ計算方法でございます。

8ページの一番下の計算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回り、47億6, 089万1, 000円のマイナスとなっております。これにより将来負担比率は生じない

ため、議案書2ページのとおり、本市の将来負担比率は横棒のハイフン表記としております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村につきましては350%と定められておりまして、財政再生基準は設けられておりません。

以上のように、本市の財政健全化比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることなく、現時点では健全な財政運営が行われていると判断されているところでございます。

続きまして、議案書の3ページを御覧ください。

令和6年度の公営企業会計に係る資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率のことございまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告しなければならないと定められているものでございます。

まず、下水道事業会計につきましては、(1)には流動負債から控除企業債等を控除した額、7億5,312万2,000円が計上されております。

算入地方債(2)は、建設改良事業以外に充てた地方債になりますけれども、こちらの計上はございません。

次の(3)につきましては、流動資産から控除財源等を控除したもので、12億7,695万6,000円が計上されます。

解消可能資金不足額(4)は該当ございません。

次の資金不足額・剩余额(5)の欄は、計算式のとおり(1)+(2)-(3)-(4)で算出をいたします。

資金不足になる場合は正の数で、剩余额が出る場合には負の数字で表すことになります、下水道事業会計はマイナス、つまり、5億2,383万4,000円の剩余额が計上されております。

事業規模(6)の欄には、営業収益に相当する収入から、受託工事収益等に相当する収入額を控除した額が計上されまして、下水道事業会計におきましては、使用料の収入等4億5,109万4,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示しますように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出いたしますけれども、資金不足は発生していないため、資金不足比率は横棒のハイフン表記しております。なお、早期健全化基準に相当するものといたしまして、公営企業会計に係る資金不足比率におきましては、経営健全化基準20%が定められております。

簡易水道事業会計におきましても、同様の計算方法で算出をいたしまして、資金不足が発生し

ていないため、資金不足比率は横棒のハイフン表記としております。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率につきましても、現時点におきましては健全な状態であると判断されているところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号の報告を終わります。

日程第10. 報告第7号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、報告第7号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課の柳原です。

議案書は4ページになります。朗読は省略させていただきます。

事前にお配りをいたしております第27期事業報告書に基づき、経営状況について報告をさせていただきます。

説明については、要点のみとさせていただきます。

今回御報告いたします第27期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までが対象期間となります。

別紙、事業報告書の2ページをお願いいたします。

1. 事業の概要です。令和6年度は、7月初めの大雪や8月下旬の台風、2月の寒波による悪天候の影響、また、12月からの道の駅物産館改修工事に伴う仮設店舗での営業により影響がありました。今期の純売上額は過去最高を記録した前年度を上回ることができております。九州じやらんの「みんなが好きな道の駅ランキング」では、9年連続で1位を獲得し、JAF会員が選ぶ「九州沖縄イチオシ道の駅グランプリ」でも1位に選ばれており、不動の人気となっております。また、うきは産の柿を使ったオリジナル商品の開発、販売を行い、ヒット商品となっております。

次に、実績の推移ですが、こちらは後ほど決算報告書で説明をさせていただきます。

利用者延べ人数につきましては、一番下の記載のとおりです。

ファースト、レストランの利用者は、12月からの改修工事の影響により減少をしております。

続いて、3ページをお願いいたします。株式状況です。

前年度と同様で、記載のとおりでございます。

次に、4ページから5ページは役員会の実施状況です。

定時取締役会や定時株主総会などの開催状況は記載のとおりです。

次に、6ページをお願いいたします。従業員調書です。

従業員数の内訳は記載のとおりです。

次に、7ページをお願いいたします。第27期事業の実施状況です。

重点取組事項につきましては、8ページまでの7項目で記載をしております。

続いて、9ページより決算報告書となります。

10ページをお願いいたします。貸借対照表です。

令和7年3月31日現在の財務状況を表すものです。

まず、左側、資産の部です。流動資産が2億4, 136万1, 744円で、内訳は現金や預金、電子マネー、売掛金などになります。

次に、中段の固定資産は2億4, 373万1, 102円で、有形固定資産が建物や構築物、什器備品、土地、リース資産などで、無形固定資産と投資その他の資産は記載のとおりでございます。

一番下の資産合計は4億8, 509万2, 846円となっております。

続いて、右側の負債の部です。流動負債は5, 117万9, 108円で、買掛金や未払金、未払給与などとなっております。

次に、固定負債は5, 602万4, 605円で、長期借入金やリース債務など記載のとおりです。

以上、負債合計は1億720万3, 713円となります。

次に、右下の純資産の部につきましては、13ページで御説明いたします。

以上、一番下の負債・純資産合計は4億8, 509万2, 846円となります。

続きまして、11ページの損益計算書をお願いいたします。

損益計算書は、1年間の収益と費用の状態を表す財務諸表で、右端の金額が先ほどの2ページの事業報告で記載をした数字となります。

純売上高13億5, 883万4, 417円から売上原価10億9, 949万1, 627円を差し引いた売上総利益は2億5, 934万2, 790円で、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は2, 605万2, 224円となります。

この営業利益に営業外収益と特別利益を加えまして、営業外費用と特別損失を差し引きますと、下から3つ目の税引前当期純利益は2, 869万7, 885円となり、法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期純利益は1, 960万2, 774円となります。

当期純利益は昨年度に比べ969万662円の減少となっております。主な要因としましては、営業外収益が前年度より1, 263万6, 745円減少となっております。その理由としまして、受託料収入はエフコーポの看板設置の契約期間が終了したことにより減少し、また、受取地代はマリオットホテルの賃料となります。前年度は2年6か月分、本期は1年分の賃料収入となつたための減少でございます。雑収入につきましては、前年度は駐車場整備補助金や電気代補助などがありました。今年度はそのような補助金がないための減少となっております。

次に、12ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費です。

一番下の合計が2億3, 329万566円で、内訳は人件費と経費になります。

右端の人件費が総額1億2, 412万9, 049円で、昨年度より減少をしております。昇給やベースアップは行っておりますけれども、社員が減った分をアルバイトなどで対応したことにより人件費を抑えることができております。

次に、経費のうち、前年度比で増額となった主な項目としまして、減価償却費の1, 870万2, 552円は、令和5年に取得しましたホテル用地を含む東側駐車場の減価償却費を令和6年度は1年分の12分の12で計算することにより増額となってございます。次に、支払手数料937万3, 659円は、キャッシュレス決済の利用が増えたことによる増額となっております。

次に、13ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書でございます。

こちらは貸借対照表の右下の純資産の部に当たるものでございます。

13ページ、一番下の当期末残高で御説明をいたします。

まず、資本金は1億円でございます。

次に、資本剰余金はございません。

次に、利益剰余金のうち利益準備金2, 500万円は、商法の規定により資本金1億円の4分の1の額を積み立てているものでございます。

次に、任意積立金は1億800万円を積み立てております。

次に、繰越利益剰余金ですが、縦の列で説明をいたします。一番上の当期首残高が1億2, 728万6, 359円で、3行目の剰余金の配当マイナス200万円は、株主への配当金でございます。5行目の当期純利益1, 960万2, 774円は、11ページの損益計算書の一番下に記載しております当期純利益を計上いたしております。

以上、合計いたしますと、一番下の当期末残高は1億4, 488万9, 133円となり、一番下の行を横に足していくと、右端列の純資産合計は3億7, 788万9, 133円となりま

す。

次に、14ページをお願いいたします。個別注記表です。

こちらは会社の会計指針について、15ページにかけて記載をしております。詳しくは記載のとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

こちらは監査結果で、記載のとおりでございます。

以上をもちまして地方自治法第243条の3第2項で定める経営状況の報告を終わらせていただきま

す。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと幾つかお尋ねをさせていただきます。

まずは、大規模改修とかそういうのも含めていろいろ大変なところですけれども、日常から信頼において、こういう数値、売上高を記録していること、改めて皆さんに感謝申し上げたいというふうに思っています。

その上で、先ほど報告の中でも少しあつたと思うんですけども、経常利益のところが減少しているということで、前年比では30%台ということになっていると思うんですけども、それがさつき、エフコープとの契約がこの間2年間やっていたのかな——かもしれませんけれども、そのときの数値と今のレベル、今回のレベルが、24期ぐらいまで遡るのかもしれませんけれども、これがずっとこういう形で続くのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

それから、報告にはなかったんですけども、5ページのところに、令和7年3月25日、定期締役会ということで、ワイナリー事業についてというのを書いてあるので、この説明がなかつたので、御説明いただければありがたいなというふうに思います。

それから、6ページになりますけれども、従業員調書が示されております。

この間、従業員の中で社員と言われている部分の人数が結構増加してきていた経過があって、そういうのが経営戦略でいくのかどうかというところがあったのかなというふうに思うわけですけれども、先ほどの説明では、非正規のところでの補充を行って、人件費としては低減することができたという報告でしたけれども、将来的なところも含めて人材という点からするとどうなのか、確認だけさせてください。

それから、それぞれの関連もあるんですけども、7ページ、8ページのところでの説明だったと思うんですけども、施設全体の5番目の経営効率化といったところがあると思うんですけども、その一番下のところに、「今後、施設改修に伴う経費拡大が予想され、更なる経費節減が必要と考えている。」という記載があるんですけども、施設改修における経費の増大という

のはどういう面に表れるのか、そこだけ確認させてください。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） まず、1点目の御質問です。経常利益におきましての営業外収益の受託料収入の件であったかと思います。

エフコープ看板設置5年の契約が終わりましたので、今のところ、今後はこのぐらいの金額で推移するものと考えを持っております。

また、3点目の社員の件でございますけれども、社員が今まで増えていたんですけれども、退職等を機に、6年度は非正規の方を確保しております。

人材の確保については道の駅も努力をしているところですし、また、人材確保とともに、研修等を行い、人材の質を上げていく努力のほうも併せて行っているところでございます。

施設改修に伴う経費拡大の件でございますが、施設に関しましては市のほうで令和6年度から今年度にかけて改修工事を行っておりますけれども、道の駅が施設・備品等の分を負担しているところもございますので、そういう意味での経費の拡大というのが予想されるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 先ほどワイナリー事業について御質問がございましたので、そちらについては私が取締役をしておりますので、私のほうから回答させていただきます。

今、道の駅で一つ課題となっておりますのが、商品を納められる部会の方々の高齢化とか、将来的に扱う商品が減っていくのではないかという課題意識が道の駅のほうにございます。将来的にうきは産のワインを商品化できないかという話がうきはの里の中で議論がございまして、その可能性調査のために、ブドウを栽培してワインにすることで販売することが事業化できるかの検討を行っておりまして、その内容がこちらのほうに書いておりますワイナリー事業ということでお書きいただきました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 毎年50万人以上の方々が御利用いただいている施設でもありますし、うきは市が70%を超える株を拠出しているという点もありますので、そういう点では、今後の経営に関しては非常に重要なポイントだというふうに思っています。そういう意味では、施設の利用を含めた宣伝の場というか、活用していくというのは必要なことだろうというふうに思いますので、逆に言えば、この辺の利用が引き続きできるのであれば、営業努力というか、そ

ういったのは必要なことかなと。もちろん、先ほどのワイナリー等の関係もあるので、どういった形が適切なのかというのは経営主体で考えていくということだろうと思いますので、それも含めて、今後検討することを改めてお願ひしたいなということです。

なお、従業員の数については、22期までは1桁台だったんですよね。それ以降、順次増やしてきたという経過があります。そういう意味では、人は一夜にしてはなりませんので、どういう視点で従業員を教育していくというか、発展して、逆にそういったところから、うきは市が目指す道の駅というか、営業をどういうふうにしていくのかといったところは非常に重要な点だと思いますので、研修を受けているというふうな報告もここには記載がありますので、そういう点からもぜひお願ひをしたいなと。

そこで、ちょっと変わるんですけれども、西見台出荷組合のこと、先ほどワイナリーの件でおっしゃっていたところだと思います。確かに高齢化が進んでおりまして、生産者のあそこに登録されている方が98%、若干減といったところでしょうけれども、原材料高騰の中で、自らが売価を決められるということではありますけれども、ある調査によると、農産物に関する価格転嫁率というのは3割を切っているんですね。そういう意味では、なかなか自らの収入が稼げないという実態も実を言うとあるんだろうというふうに思っています。

そういう意味では、出荷組合員の状況、あるいは参加者、出荷組合に参加する数、特に加工品と野菜関係のところが、令和6年度はあまり減っていないんですけど、令和5年度で少し減っていましたりなんかしているんですね。そういう点からすると、今後の将来の出荷組合の在り方についてきちんと議論いただけるようにお願ひをしたいなというふうに思っております。これはお答えがあれば、いただければありがたいと思います。

それから最後に、ホームページをかなり斬新につくられているというふうに思っています。ただ、残念ながら、顔の見えるホームページということで名前を打って、生産者の思いや生産物へのこだわりということを書いてあるんだけど、実を言うとメッセージが何もついていないんですね。やっぱりそこに参加する人数を増やしていくことと併せて、産物に対する思い、それぞれの生産者があるだろうと思います。これをどういうふうにつくっていくのかということが非常に大きな課題かなと思いますので、最近はSNSのほうが先行しているので、なかなかホームページというふうにはならないのかもしれませんけれども、その辺のところをぜひさらに力を入れていただきたい。改めてこの2点を要望しておきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 先ほどの岩淵議員の御意見でございますが、出荷者につきましては昨年度よりも少し減ってきてる状況ですけれども、退会者も一定数いますが、

新たに加入される方というのもございます。その中でもやはり加工品の生産者の方というのが増えてきている状況でございます。その出荷者の方につきましては、年々売上げ等に関しては少し増えてきているような状況もございますので、1出荷者の割合等も増えてきているという現実もございます。

今後も出荷者さんに対する確保でございましたり、道の駅も出荷者と毎月というか、定例会も行っております。その中で意見も十分に吸い上げて、また——出荷者の確保というところにもつなげてまいりたいと考えております。

ホームページの件でございますが、ホームページに関しては市役所の協力隊のほうもそちらのほうに関わってございます。そして、今、生産者の方のメッセージ等があまり載っていないというような御意見もございました。そういうところも含めて、今後またさらなる発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 副市長、どうぞ。

○副市長（吉村 祥一君） 私のほうから補足をさせていただきます。

岩淵議員御指摘のとおり、道の駅において非常に大きな課題となっておりますのが出荷組合の高齢化でございます。こちらについては、道の駅うきは確かに立地とか施設もいいんですけども、立地とか施設について、ほかの道の駅と比べて特段、物すごくいいというわけではありませんで、やはりお客様が来ていただいているのは、出荷される物が豊富で質もよいというところが道の駅の最大の強みというところですので、出荷組合の高齢化対策、今後どうやって出荷される品物を確保していくかというところは、道の駅、うきはの里株式会社、それと出荷組合としっかり議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかござりますか。13番、熊懐議員。

○議員（13番 熊懐 和明君） 5ページの道の駅うきは大規模改修についてお伺いします。

これは私の家に出荷者が人が何回も来て、いろいろ聞かれて、そういうことは道の駅で話せばいいじゃないのと、教えてくれないと。会議のときに聞いても、ここで話す問題じゃないといつて教えないき聞いてくれということで、今、いい話が終わった後で聞きにくいんですが。リニューアルオープンのときに陳列棚の件は見て、ちょっと斜めのところ、2段目はこうしたらいなというところ、市長もちょっとそのところをおって、いいなということでして、これは改修をすぐ、軽か何かで運んでいるのは誰でも見ているようなでした。これは説明したら、ああ、そうかということで、その後が道の駅の正面玄関のところに水道を引かれておるのが、蛇口が下から30センチで、バケツも入らず役に立たなかつたと。それも工事で、6名の方が来て1日で終

わらせておったと。

2つ目が、やっとオープンして、出荷者も一日でも、前も言ったように、一日でも休まれたらイチゴの出荷は、前質問したけど、売上げは上がっておりますと。でも、イチゴの出荷というのは毎日せんといかんと。そういうこともありますので、なるべく休まずにしてほしいということもあり、オープンが終わって、陳列棚とか中は全部出して、冷蔵庫を3台変えていたと。3台か6台か何台か。何でこういうことをするかと、私分かりませんから知りませんと。それも聞いてくれと。せんと、ここでまた休まれても、休みのときしているんでしょうけど、これも出荷者は困ると。そういうことはなるべく道の駅でちゃんと会議とか対処してもらわないと、なかなか困ります。ちょっとこのことをお伺いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 道の駅の会社のほうと役員会というのが開かれておりますので、その中で協議を行って、それを出荷者さんほうに伝えているという認識でございますので、その辺りはまたきちんと出荷者さんほうにも伝えていただくような努力をしていただくように、会社のほうにも伝えたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） ぜひそれはしていただきたいと思います。せんと、今出荷者が減る中で、出荷者と道の駅の役員さんがうまくいかんなら、なかなか出荷も減ってくるのかなと思います。

この冷蔵庫の件は、聞いてみたら予算が足りないからオープン後にしたということあります。聞いてありますか。——まだ質問終わっていませんよ、聞いていなかったもんで。

○議長（江藤 芳光君） 質問を続けてから区切ってください。

○議員（13番 熊懷 和明君） はい。で、オープン後に冷蔵庫を変えたのは予算が足りないからと聞いております。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 先ほどの冷蔵庫の件は、予算の範囲内、予算の中で購入できるものでしたというところでございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、ほかにございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点お尋ねします。

時々道の駅を利用させていただいて、大変お客様がおられるのは大変好ましいことだと思いますが、1点目が、4ページから5ページにかけて役員会の実施状況と書いてありますが、この出席が全員なのかどうか分かりませんので、取締役会についての出席状況と、会議録はどこかで

見ることができるのかというのが1点です。

それから2点目は、12ページに、先ほど岩淵議員のほうから職員の割当てを言わされましたけれども、今これだけ——すみません、12ページじゃなくて6ページです。従業員調査という形でありますが、アルバイトで経費を削減したこと、それはそれでそれぞれの方針があると思いますけれども、これだけ人手不足のときにもう少し、社員は増えていますということでしたけど、アルバイトを含めてそういう人材育成について、できれば正規雇用のほうが望ましいと思いますけれども、その辺についての考え方についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 役員会の件でございますが、役員会は全員が出席をいたしております。また、議事録に関しましては公表等はしておりません。

続いて、人材育成の件でございますが、社員の確保ということで、アルバイトを含め人材を確保しているところでございます。

また、人材育成につきましては、道の駅等で社員研修の充実を図っておりますので、それでスキルアップ等を図りながら、職場環境等でございましたり、接客の応対でありますたり、そういうことをやっていきたいということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点目のほうは人材確保をぜひお願いしたいということですけど、1点目について、株式会社なのに会議録が公表されないというのが、もちろん秘密にすべきこと等々はあると思いますけど、一般的に会議録は公開されているんじゃないでしょうか。その辺、なぜできないのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 先ほど課長から答弁がありましたとおり、今現在、うきはの里株式会社の会議録については公表していないところでございます。

こちらのうきはの里株式会社は、出資の7割強をうきは市がしているということで、公共的な性格は確かにありますけれども、物販の営業をしているということで、役員会の内容を全てつまびらかにするのがいいかどうかについては検討が必要と考えますので、先ほどの議員の御指摘の点については今後うきはの里株式会社と議論していきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2ページから質問をさせていただきたいと思います。

そもそも御説明の中で物価上昇についての影響とともに聞き取れているんですけども、当期利益と従業員数からすると、去年が従業員1人当たりの当期利益が極端に下がっているので、こ

の辺りはどういう分析をしておられるのか。

それと、ファーストフードのところは、あそこは営業停止期間とかありましたでしょうか。かなりここも極端に落ちているので、このところは確認をさせていただければなと思います。

それと、真ん中のデッキのほうに抜ける通路がなくなったことで、自販機もかなり台数的に減っていると思うんですけども、自販機は人手がかからないけど売上げは一定上がる、売上高的にはそうないかもしないけど、営業利幅とかはすごく効率的な商材なので、その辺りはどういうふうに分析をしておられるのか、お聞かせください。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） すみません、1点目の御質問ですけれども、その分についてはまた後ほどというか、回答させていただきたいと思います。

2点目のファーストフードの売上げ関係かと思いますが、こちらのほうは改修工事が入った関係で売上げが減少しております。

3点目の自動販売機の関係ですが、今後また自販機の置く場所を検討していくところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。売上高のほうは毎年順調に増えているのは確かに数字のほうから見てとれるんですけども、今物価がこれだけ上がっているので、当然利幅であるとか利益率のほうはかなり下がっていると思いますので、その辺りのところをもう少し詳しく御説明をいただけたらなというふうに思っております。

それと、私しょっちゅう道の駅を使っているので思うのが、市外の生産者さんの農産物、市外の方の加工品などもかなり置いています。友好都市のところとかもあるので、それはもちろん分かりますし、売上構成的に、やっぱり朝から夕方まできちんとお買物をしていただける売場構成にしたいというのは分かるんですけども、市内の生産者の方で、特に野菜の方とかですよね、棚の数が足らない、野菜はなかなか入れてもらえないというお声もいただいたりするので、それはもうちょっと市内外の農産物と加工品のバランスですとか、そういったところもぜひ市のほうから御指摘いただきたいと思うんですけども、こういったところは協議の中であったりするんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 1点目の利益幅の件でございますが、売上げも上がっておりますけれども、係る経費のほうがやはり増加している傾向にございますので、その辺りの利益幅というのは少なくなっているものと思っております。

2点目の市内の生産者の件でございますが、基本的には市内の生産者の方の商品を多く取りそろえているというふうに認識しております。商品が足りないものに関しては、協力のある他の道の駅からの仕入れ等も行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3回目、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それでは、実際には野菜の生産者の方ですとか、そういった方々からは市内の生産者の棚が足らないというお声をいただいている。市外からの生産であれば当然粗利ですとかその辺りも変わってくると思いますので、道の駅にとっても粗利が確保できるほうがより望ましいとは思うんですけども、その辺りの、やっぱり市内の生産者の方ファーストでできればお願いしたいなというふうに、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 要望としては原課を通して道の駅、うきはの里株式会社のほうに申し伝えたいと思うんですが、今、高木議員のお話を伺っている内容の中で、私のほうにも野菜の生産者さんのお声なども、当然政治家をやっておりますので、届くところでございますが、今報告事項として報告をさせていただいているのは、議員も御承知のとおり、法令に基づいてこのうきはの里株式会社の経営状況について御報告をさせていただくという部分でございますので、その部分について御報告をさせていただいているというのが1点と、もう一点、せっかく議員がそうして市内の生産者の皆さんのお声を集めていただいているので、議員お一人でというのはなかなか難しい部分もあるかと思いますので、委員会等を通じて、ぜひ市内の生産者の方の聞き取りだとか、お一人とかお二人とかではなくて、広く野菜を作つておられる方もいらっしゃれば加工品を作つておられる方もいらっしゃる、フルーツを作つておられる方もいらっしゃると思いますので、そういった御意見等を聞いていただいた上で、うきはの里株式会社のほうに調査であつたりとか、あとは取りまとめた御意見を、市民の代表という立場でございますので、議員の皆様から御提言いただくというような形をいただければ、会社側もしっかりと取り組むと思いますし、議員が御指摘のとおり、筆頭株主はうきは市でございますので、市としてもその御提言を踏まえてしっかりと対策を検討させていただきたいというふうに思つておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それじゃ、これで道の駅の質疑については終わります。

ここで暫時休憩します。50分から再開したいと思います。休憩に入ります。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、先ほどの高木議員の質疑に対する発言の申出があつておりますので、これを許します。柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 高木議員の先ほどの御質問についてでございます。

経常利益で見た場合ですと、確かに1人当たりの生産性というのは下がりますけれども、売上げの総利益に対しましては増えているものでございます。

今後のことですけれども、今後は同じぐらいで推移していくものと考えておりますので、労働生産性は変わらないものと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、以上で報告第7号の報告を終わります。

日程第11. 議案第63号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第63号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

国民健康保険事業特別会計補正予算書、1ページをお願いします。

議案第63号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,509万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億133万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、特定健康診査委託料、期間が令和7年度から令和10年度まで、限度額が6,828万円です。令和8年度から10年度までの3か年の委託契約を令和7年度に

行うためのものです。毎年7月から住民健診を予定しており、本年12月までには業務選定を終え、健診日程を決定して準備をする必要があります。このために今回債務負担行為を設定するもので、限度額は単価契約に基づく特定健診委託料の総額を記載しております。

次に、7ページをお願いいたします。歳入です。

6款1項1目繰越金4,509万6,000円の増額補正です。令和6年度決算に基づき繰越金を計上するものです。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

8款1項1目予備費4,509万6,000円の増額補正で、繰越金を予備費に増額するものでございます。予備費につきましては、令和6年度の保険給付費の実績に伴う県への保険給付費等交付金の返還金が5,000万円程度見込まれていますので、返還金の確定後に12月補正予算で支出することを予定しています。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

繰越金の措置に関するこですけれども、今年度4,500万円ということで繰越しされるということですけれども、昨年、令和5年度から6年度にかけて一千百数十万円あったと思うんですけど、今回4,500万円ということですけど、その要因について確認だけさせてください。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 繰越金が今年度増えたことの要因でございますけれども、令和6年度に県からの保険給付費等交付金をもらい過ぎたことが要因でございます。保険給付費等交付金は、保険給付費の見込みに対して交付されるものでございます。毎年の1人当たりの医療費の伸びから令和6年度の交付金を積算して県から交付されました。決算において実際の保険給付費が交付額を下回ったものです。先ほども説明をさせていただきましたが、繰越金は今年度全額、県への保険給付費等交付金の返還金に充てる予定としております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第64号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第64号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 後期高齢者医療事業特別会計補正予算書、1ページをお願いいたします。

議案第64号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億779万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

6ページをお願いいたします。歳入です。

4款1項1目繰越金102万6,000円の増額補正で、令和6年度決算に基づき繰越金を計上するものです。

7ページをお願いいたします。歳出です。

4款1項1目予備費102万6,000円の増額補正で繰越金を予備費に増額するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ござりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第65号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、議案第65号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願ひいたします。

令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第65号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,666万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。それでは、説明させていただきます。まずは歳入から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目1節の前年度繰越金でございます。158万8,000円の増額補正を計上しております。これは令和6年度繰越額確定によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目予備費に、歳入と同額の158万8,000円の増額補正を計上いたしておりま

す。これは歳入歳出調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第67号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第67号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（山崎 穣君） 人権・同和対策室の山崎でございます。

議案書5ページをお開きください。

議案第67号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

令和7年12月31日をもって3名の委員が任期満了となります。下記に記載しておりますとおり、2名の方の再任と1名の方の新任を推薦するものでございます。住所、氏名、生年月日、職業については記載のとおりでございます。任期は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は適任とすることに決しました。

日程第15. 議案第69号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第69号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、議案書7ページをお願いいたします。

議案第69号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年9月5日。うきは市長権藤英樹。

8ページをお願いいたします。

本条例につきましては、児童福祉法等の一部が改正されたことで、保育所等の職員が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備がなされたことに伴い、関係する3つの条例の引用条項の項ずれを改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第2条は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第3条は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における各条文の「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

新旧対照表は1ページから3ページになります。

1ページは、第1条、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、2ページは、第2条、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、第3条は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての改正内容になります。

議案書に戻ります。8ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和7年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねいたします。

大変重要な事項だと思いますが、この周知についてはどのようなことを考えているのか、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 今、竹永議員のほうから周知についての御質問がありましたが、先ほど担当所長のほうから説明いたしましたとおり、今回の条例改正については主に国の法律改正に伴う条ずれの整理でございます。それについて特段の周知というものを行う必要性はあまり高くないのかなというふうにこちらのほうでは考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決することに決しました。

日程第16. 請願の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。会議規則第141条の規定によって、所管の委員会に付託をします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日9月6日から9月7日までは休会としまして、9月8日、本会議を開き一般質問を行います。以上です。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時12分散会
